

口座振替や前納で 国民年金保険料が割引に

平成24年4月から国民年金保険料は、月額15020円から14980円に引き下げになります。前納や口座振替

の早割を利用すると、保険料が割引になります。希望する人は、お近くの年金事務所、または住民会計課総合窓口係へお問い合わせください。

なお、口座振替の手続きには「通帳」と「通帳印」が必要ですので窓口にお越しの際はご持参ください。

納付が困難なときは 免除・猶予の申請を

所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、本人の申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。保険料を納めないでいると、将来の「老齢基礎年金」や、事故などで障害が残るなど不測の事態が発生したとき「障害基礎年金」「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。保険料を納められないときは、必ず免除制度をご利用ください。

平成24年度 国民年金保険料 納入額早見表 (現金納付・口座振替比較)

	1カ月分		6カ月分		1年分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
毎月納付 (納付書による現金納付および翌月末振替の口座振替)	14,980円	—	89,880円	—	179,760円	—
毎月振替【早割】 (当月末振替の口座振替)	14,930円	50円	89,580円	300円	179,160円	600円
6カ月前納 (現金納付)	—	—	89,150円	730円	178,300円	1,460円
6カ月前納 (口座振替)	—	—	88,860円	1,020円	177,720円	2,040円
1年前納 (現金納付)	—	—	—	—	176,570円	3,190円

- 免除
「本人・世帯主・配偶者の前年所得(1〜6月に申請する場合は前々年所得)で分類」
①全額免除
②一部納付(4分の3免除、2分の1免除、4分の1免除)
※免除期間「7月〜翌年6月の1年間」
※離職者は、所得に関係なく免除に該当する場合があります。申請の際は、「離職票」をご持参ください。
- 納付猶予
①若年者納付猶予
30歳未満の人で本人・配偶者の前年所得(1〜6月に申請する場合は前々年所得)が一定額以下。「猶予期間」7月〜翌年6月の1年間
②学生納付特例
学生で本人の前年所得(1〜6月に申請する場合は前々年所得)が一定額以下。「猶予期間」4月〜翌年3月の1年間
※学生納付特例の申請には、



「学生証の写し」または「在学証明書」が必要です。
「ねんきんネット」で
年金額の試算ができます

日本年金機構のインターネットサービス「ねんきんネット」で年金額の試算をすることが出来ます。

「将来、年金を受け取りながら働き続けた場合、年金額はいくらになるの?」「このまま働き続けた場合、何歳から、どの程度の年金を受け取るの?」など、ライフプランに合わせて年金額の試算ができます。

- ①日本年金機構のホームページにアクセス
- ②「ねんきんネット」サービスのご利用登録をクリック
※登録には基礎年金番号が必要です。また、「ねんきん定期便」でアクセスキーをご確認ください。
- ◎「ねんきんネット」
<http://www.nenkin.go.jp/n.net>
- ◎電話でのお問い合わせ
ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル ☎0570-0580-555
- ☎019-623-6211
日本年金機構盛岡年金事務所

ご存じですか? 介助犬や盲導犬の給付

県は、重度の視覚障がい者、肢体不自由者、聴覚障がい者に対して補助犬を給付し、身体障がい者の自立と社会参加を進めています。給付の対象となる人は、県内に居住し、満18歳以上の在宅の視覚障がい者、肢体不自由者、視覚障がい者の人です。

対象者や給付の詳しい条件は担当までお問い合わせください。申込期限は、3月21日(水)まで。

※費用負担はなく無償です。(参考:平成23年度実績は全県で介助犬1頭、盲導犬1頭)
☎健康福祉課福祉係 ☎66-2111内線152
▷盛岡広域振興局保健福祉環境部
児童障がい福祉課 ☎019-629-6568

外来診療でも高額な 医療費負担がなくなります

平成24年4月1日から、医療機関などの窓口で「限度額適用認定証」を提示することで、入院だけでなく外来も自己負担限度額を超える医療費を支払う必要がなくなります。これまで、高額な外来診療を受けたときに一カ月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんお支払いいただき、後から高額療養費としてお返ししていた

受診する人	事前の手続き	病院・薬局などで提示するもの
①70歳未満の人 ②70歳以上で住民税非課税世帯などの人	役場④番国保の窓口で『限度額適用認定証』の交付を申請	限度額認定証
70歳以上75歳未満で住民税課税世帯の人	必要ありません	高齢受給者証
75歳以上で住民税課税世帯の人	必要ありません	後期高齢者医療被保険者証(保険証)

- 入院によりすでに限度額認定証の交付を受けている場合は、あらためて手続きする必要はありません。外来診療でもお持ちの限度額認定証をご使用いただけます。
- 認定証を使用しない場合は、これまでどおり後から高額療養費としてお返しします。
- 国民健康保険・後期高齢者医療以外の人は、加入する健康保険組合などで手続きをしてください。

事前の手続きや医療機関などに提示するものは、年齢や所得によって異なります。また、対象となる「高額」とは、受診する人や世帯員の年齢・所得などによって異なります。国民健康保険と後期高齢者医療について詳しくは、住民会計課国保係 ☎66・2111(内線126・127)へお問い合わせください。

俳句を楽しもう

葛巻俳句会 齊藤誠子さん

3月は「ひな祭り」からはじまり、受験生がいる家庭では「入試」が話題になりますね。「葛巻俳句会だより」から、その時季の俳句を紹介します。

下駄箱の上賑わいて 紙籬 上有谷みつを
手作りでしょうか、紙のおひな様が下駄箱の上に飾られていて、玄関を訪れる人を微笑ませてくれます。

外孫の 受験合格 ほつとして 長栄 公子
身近にはいない外孫ですが、祖母の心配は内孫も外孫も同じです。合格の文字に、読み手もホッとします。

中頃には「卒業式」や「卒業式」が行われます。
園児らも 出会いとわかれ 桜餅 中代きみ江
卒業式 終えし校庭 風遊ぶ 高澤 安男
卒業の 握手に落つる 涙かな 山形 米蔵
制服は 綻びだらけ 吾子卒業 村上 明彦
寄せ書に 瞬時真がほの 卒業式 遠藤 とく
卒業式 生きる言葉を 散りばめて 成田 不美

卒業式会場での様子、親子でこれまで頑張ってきた感慨にふける場面、祖母から見た孫の成長した姿などがあります。すべての人が願うのは、卒業した子のこれからの幸せでしょう。生きる言葉が散りばめられた先生のお話は生徒たちの心に残り、そのように送られる子どもは幸せですね。

新学期 六百の児に 夢語る 瀬川 都代
そして4月の新学期には、理想や夢の話で子どもたちを迎えられたら「この学校で頑張ろう」と思うことでしょうか。大人として自らの仕事を、コツコツと進めることが大切なのだと思いがちです。このように俳句は、大事なそのときの心をあらわしてくれます。
※作品は、葛巻俳句会だより428号〜441号より